

平成26年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問 次の各問いに答えなさい（字数の指定があるものはそれに従うこと。なお、括弧内の文章は「法律学小辞典〔第4版補訂版〕」（有斐閣）からの引用である） [配点40点]

- (1) たとえば、時効完成間際に大地震など天災事変が起こったために、訴訟提起などの法的措置をとることができないような事情がある場合に、そうした障害がなくなってから2週間を経過するまでは時効が完成しないとされているように、一定期間時効の完成を延長することを何というか。
- (2) 平成18年6月2日に公布された特別法に施行に伴い、「中間法人」の制度は廃止され、また、従来の「公益法人」の制度も変更され、営利を目的としない団体を法人とすることができる制度が新たに創設された。この特別法によって、設立の登記をすることで法人格を取得した人の集合体を何というか。
- (3) 「実際には権利が存在しないのに権利が存在すると思われるような外形的事実（公示）がある場合に、その外形を信頼し、権利があると信じて取引をした者を保護するために、その者のためにその権利が存在するものとみなす原則」のことを何というか。
- (4) 抵当権が実行されたことによって土地と建物の所有者が異なるに至ったときに、法律の規定によって当然に生じる土地利用権を何というか。
- (5) 「担保物権の目的物に代わる物・金銭にも担保物権の効力が及ぶこと」、すなわち、「目的物が売却・賃貸・滅失・破損等によって金銭債権等（売買代金債権・損害賠償請求権・保険金請求権等）に転化したときは、これらの上にも効力が及ぶこと」を何というか。
- (6) 契約当事者の一方である事業者が一方的定型的に決定する条項について、相手方が包括的に認めて締結するほかない契約（付合契約）ないしその契約条項のことを何というか（漢字2文字）。
- (7) 賭博に負けて支払った金銭は取り戻すことができないが、このように公序良俗違反の契約に基づいて相手方に交付されたものを何というか。
- (8) 不法行為によって被害者の病気や神経症的性質が被害を発生又は拡大させたような場合に、民法722条2項の規定を類推適用して、賠償額の減額が認められているが、「他人の不法行為により生命・身体に被害を受けた者が元々有していた健康状態」などのことを何というか。
- (9) 離婚した夫婦の一方から他方に対して、財産の分与を請求することができるが、これには3つの性質のものが含まれるといわれる。「財産関係の清算」と「慰謝料」のほか、もう一つは何か。
- (10) 被相続人が、「一定の相続人のために法律上必ず留保されなければならない遺産の一定割合」を侵害するような贈与又は遺贈をしても、その贈与又は遺贈は当然に無効となるわけではなく、これを侵害された者が、その保全に必要な限度で、その贈与又は遺贈の効力を失わせる主張をすることができる。この権利（一種の形成権）のことを何というか（漢字8文字）。

第2問 次のテーマについて、学説の議論を踏まえ、判例の立場を簡潔に説明しなさい（両問とも解答用紙各10行以内で記入すること）

(1) 建物建築工事の請負における完成建物の所有権帰属 [配点20点]

(2) 抵当目的物の付合物、従物、分離物に対する抵当権の効力 [配点20点]

第3問 [配点40点]

Bは、A所有の建物の1フロアを店舗として利用する目的で、Aから賃料月額100万円・期間4年間の約束で賃借し、敷金として500万円をAに交付した。Bは契約後直ちに引渡しを受け、内装工事を経て、営業をしてきた。契約から3年が経過したところで、Aは、この建物全体をCに売却した。CはAから建物の引渡しを受けたが、登記名義は代金完済時と同時に移転するものとされ、まだ代金を完済していないので、移転登記は了していない。次の問いに答えなさい（各問いは独立しているものとする）。

(1) Cは、Bに対して以後自分に賃料を支払うように求めた。これに対して、Bは、次のような反論をした。その可否を検討せよ。

【Bの反論】

「自分が借りたのはAであって、Cではない。CがAから建物を買ったというが、自分はそんなことは承諾していないから、Aからこの件でいかなる連絡があろうが、賃料はAに支払えばいいはずで、Cに支払う必要はなく、今後もCに払うつもりはない。」 [配点20点]

(2) Cは、この建物を壊して新しい大型マンションを建築しようと考え、Bに立退きを求めた。これに対して、Bは、当初、「自分はAから4年間の約束で借りており、CはAの承継人であるから、Aの地位をそのまま受け継いでいるというべきであって、少なくとも契約から4年間は、出て行く必要はないし、また、4年経過後も、契約の更新をしてもらうつもりであるから、その後であっても、出て行くつもりはない。」と主張していたが、数か月の話し合いをしている間に、Cがこの件で相談していた不動産仲介業者DがいまのBの店舗以上に立地や賃料など条件のよい物件を見つけてBに紹介し、結局、Bは、そこへの引越し費用等を含めて立退料として300万円をCが負担するというので、立ち退くことに合意した。ところが、そこで合意された明渡しの期限近くになって、Bは、Cに対し、その立退料300万円に加えて、敷金500万円の返還を求め、その返還があるまでは自分は立ち退かないと主張した。これに対して、Cは、次のような反論をした。その可否を検討せよ。

【Cの反論】

「これまでBに賃料の遅滞がなく、貸していた建物部分に破損等損害がないことは認めるが、敷金のことはこれまで全く聞いていないし、Aからそれを受け取ってもいない。したがって、私が敷金の返還をする必要はない。また、そもそも敷金を返さないからといって、立ち退かないなどは筋違いで、立退きの約束をした以上は、明渡し期限までに立ち退くべきである。」

たとえ私が敷金を返さなければいけないとしても、AとBとの間の賃貸借契約書をみると、敷金は5割を控除して返還するとの条項があるから、返還する敷金の額は250万円ではないはずである。」

[配点20点]